

広島県和服裁縫業最低工賃 の改正決定について

～広島地方労働審議会が答申～

広島地方労働審議会（会長 のきたはるこ 野北晴子）は、家内労働者に係る広島県和服裁縫業最低工賃の審議を行い、6月18日、広島労働局長（おぬま こうじ 小沼 宏治）に対し、答申しました。令和7年1月29日、広島労働局長から広島地方労働審議会に対して諮問を行い、同審議会広島県和服裁縫業最低工賃専門部会にて審議を重ね、現行の金額を引き上げて（引上額0円～3,500円）改正することが適当である旨の答申が取りまとめられたものです。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出（期限7月3日）に関する手続等を経て、広島県和服裁縫業最低工賃を改正決定することになります。改正決定の効力発生日は、令和7年8月下旬の見込みです。

最低工賃は、家内労働者の労働条件の改善を図るため、都道府県労働局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単位ごとに決定することとなっています。

現在、広島県においては4件の最低工賃が決定されています。

広島県和服裁縫業最低工賃は、広島県内で和服裁縫業に係る業務（手縫いによる業務に限る。）に従事する家内労働者に適用されます。答申された内容は以下のとおりです。

（現在の最低工賃については
こちらを確認ください）→



答申内容

- （1）次の表の左欄に掲げる品目に応じ、1枚（名古屋帯及び袋帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額
- （2）最低工賃が適用される業務は、次のとおりである。
生地：絹（表生地が絹90%以上）
工程：裁ち合わせ、地直し、縫製及び押しの全ての工程

品目	金額	品目	金額
振りそで	25,000 円（23,300 円）	長じゅばん	9,000 円（8,000 円）
留めそで	28,000 円（26,400 円）	喪服※2	17,000 円
羽織	12,000 円（10,300 円）	道行コート 道中着	16,500 円（15,500 円）
訪問着	23,000 円（21,100 円）		
付け下げ	16,000 円（16,000 円）	名古屋帯	4,300 円（4,300 円）
長着	14,000 円（13,500 円）	袋帯	4,200 円（4,200 円）

※金額欄のカッコ内は現行（平成14年5月9日発効）の金額

※2 喪服の改正前金額は、あわせ16,000円、ひとえ13,500円